

障害者差別解消法がスタートしました

障がいの有無にかかわらず、共生できる社会の実現に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいのある人に対し、障がいを理由とした差別的取扱いが禁止されました。

障がいのある人もない人も、互いに個性を尊重し、共に生きる社会を作ることを目指しましょう。

障害者差別解消法は、平成 25 年に国際条約である「障害者の権利に関する条約」を日本が批准することに合わせ整備された国内法で、障害者基本法の理念に従い、障がいの有無にかかわらずすべての人が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定されたものです。

この法律では、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が、国や都道府県、市町村などの行政機関を始め、会社や店舗などの事業者にも求められています。



障がいのある人とは、障害者基本法に定められた人で、障害者手帳を持っているかどうかにかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)などにより社会生活や日常生活に制限を受けているすべての人をいいます。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいがある人に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって障がいのない人に付けない条件を付けるなど、差別的な取扱いをすることが、行政機関・事業者ともに禁止されています。

【例】①障がいを理由にして、窓口対応を断る。

②障がいを理由に特に必要もなく、付添人の同行を求める。

ただし、障がいのある人などの権利利益(安全の確保、財産の保全、損害発生の防止など)がある場合は、正当な理由と判断されることがあります。その場合、その理由を説明し、理解を得られるように努める必要があります。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会生活の中での障がいを理由とする障壁(施設・設備・制度・習慣・文化など)を解消するための対応を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、障がいの特性などに合った配慮や障壁の解消をすることが行政機関には義務付けられ、配慮や解消に努めることが事業者には求められています。

【例】①車イス利用者へ段差上げの補助をする。

②高い位置のパンフレットを手にとって渡す。

③会議の際に障がいの特性に応じて座席の位置を配慮する。

ただし、多くの人や物が必要であったり、設備の改修が必要となるなど負担が大きい場合は、ほかの方法を提案するなど工夫をし、それでも対応が困難な場合は、その理由を説明し、理解を得られるよう努める必要があります。



共生社会の実現に向けて

市では、職員がこの法律に則し適切に対応するため、職員対応要領を策定しました。今後も、障がいの有無にかかわらず、市民のみなさんが利用しやすい行政機関となるよう努めていきます。

また、近隣市町と連携による障害者差別解消支援地域協議会設置の検討を進め、障がい者差別解消のネットワークを構築する予定です。

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供についてのご相談がありましたら、下記までご連絡ください。

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435・FAX (43)5300

空き地の維持管理を徹底しましょう

土地の維持管理を適正に行うことは所有者の責務です。所有する空き地に雑草や雑木は伸びていませんか？

年に2回以上は土地の状況を確認し、雑草や雑木の処理をしましょう。

雑草や雑木が生い茂ると、空き地の維持管理に支障が出てくるばかりでなく、所有者以外にも悪影響があります。

▼生い茂った

雑草・雑木の悪影響

○ごみの不法投棄の

温床になります

雑草や雑木が生い茂っている場所は、不法投棄が多い傾向にあります。

○害虫や悪臭が発生します

不衛生な環境になり、蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生することもあります。

○火災の危険性が高まります

特に、秋から冬にかけての乾燥する時期には、雑草・雑

木が枯れて燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。

○交通事故や犯罪の

発生誘因になります

交差点などの角地では見通しが悪くなり、交通事故が発生する原因にもなります。

また、見通しの悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因にもなります。

▼空き地管理は草刈りが基本

市民のみなさんの衛生的で良好な生活環境を維持するためにも、空き地の所有者は、管理の徹底をお願いします。

※自分で草刈りができない場合は、業者やシルバー人材

センターな

どに依頼し

て、有料で

除草しても

らう方法もあります。

問合せ 環境課 ☎(48)033

1・FAX (48)2226



市職員人事異動

平成28年4月の市職員の異動者(課長級以上)をお知らせします。

平成28年度新規採用職員は34人(一般行政職17人、管理栄養士1人、保育士・幼稚園教諭2人、学校教育課指導主事2人、任期付職員12人)、職員総数は339人となりました。

問合せ 庶務課 ☎(43)1111 内線232・FAX(43)3783

▼部長級

職名	氏名	職名	氏名
市民生活部長	高橋 幸三	建設経済部理事	古里 実
健康福祉部長	坂齊 圭一	水道部長	秋場 誠
建設経済部長	戸塚富士夫	議会事務局長	丸山 洋之

▼課長級

職名	氏名	職名	氏名
秘書室長	木村 卓朗	環境課長	安部 貴昭
庶務課長	神田 敏伸	社会福祉課長	服部 道春
政策調整課長	手島 秀明	子育て支援課長	手島 聡子
市民協働課長	山下 正行	水道管理課長	関森 佳明
人権推進課長	春田 松司	総務課長	関根 一勝
市民課長	百瀬 修	スポーツ振興課長	関根 智裕
保険年金課長	新島 浩	監査委員事務局長	小池 武久

教職員人事異動

4月1日付けで着任した教職員をお知らせします。

問合せ 学校教育課

☎(43)1111 内線631

FAX(43)3188

▼校長

学校名	氏名
幸手小学校	安藤 康浩
幸手中学校	高野 治
西中学校	中里 正

▼教頭

学校名	氏名
権現堂川小学校	坂庭 正浩
八代小学校	生方 清司
行幸小学校	吉野 知美
長倉小学校	樋口 智子
さくら小学校	富永 一徳

▼園長

園名	氏名
吉田幼稚園	麻生偉佐男